

整理番号	22-11	事務事業名	ケアプラン適正化推進事業	作成部署	保健福祉部介護保険課	電話	内線819	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	石井 潤一郎	課長職名	佐藤 隆	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H16	根拠法令等	介護保険法					
〃 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	介護保険制度の基本理念である居宅重視と自立支援を促進するためには、利用者に適切なケアプランに基づくサービスを提供されることが重要となることから、市独自において取り組むものです。							

**1 計画(プラン)**

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	高齢者福祉	(第5節)
	施策	在宅福祉サービスの充実	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	居宅介護支援事業所が作成するケアプラン	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	居宅介護支援事業所からケアプランの提出を受け、国保連データとの突合による給付実績の点検や、利用者の介護度の維持・回復につながらないケアプランの抽出によるサービス内容の点検・分析を行い、ケアマネジメントの適正化を推進し介護給付の適正化を図る。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	1.給付実績点検事業 ケアプランと国保連データ等との突合による給付内容の点検。 2.ケアプラン事例検討事業 ケアプランを基に、課題分析内容とサービス内容を検証する。 国の介護給付費適正化特別事業の補助により、システム改修など環境整備の後、本事業に取り組んだ。
		17年度	H16年度は国の特別対策事業により実施したが、今後は、独自において事業所に対し実施していく。

**2 実施(ドゥ)**

**【事業費の推移】**

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金		5,350		
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源				
	合計	0	5,350	0	0
人件費(概算)	人数(年間)		0.40		
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	0	3,600	0	0
総事業費 +		0	8,950	0	0

**【事務事業を評価する指標(ものさし)】**

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	1.突合件数		500件		
	2.事例検討件数		100件		
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	1.過誤件数		20件		
	2.不適切事例件数		10件		
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	1件当りコスト		17,500円		

整理番号 22-11

### 3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等 事業者が作成するケアプランが、介護保険サービスを利用している方にとって適正なものになっているかどうかの点検を行なうことにより、利用者への適切なサービスの提供と介護保険制度の安定化に寄与するものであり、今後も実施していく事業と考える。なお、他市町村においても独自で実施している。

#### 【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	保険者として市が実施すべき事業である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	サービスの質の向上により、在宅生活を推進する上で妥当と考える。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	ケアプランに基づきサービスが提供されていることから、ケアプランをチェックすることでサービスの質的向上が図られる。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない		

#### 【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	適切なケアプランづくりに寄与することにより、居宅サービスの充実が図られ、給付の適正化につながる。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト節減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率		

#### 【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

### 4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	平成16年度において国からの全額補助において、ケアプラン適正化のためのシステム改修・環境整備を行ったが、平成17年度以降については、このシステムを給付事務の中で活用していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり